

奈良市公報

第117号

令和6年4月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
3 11	4	奈良市公報号外第17号に掲載	子ども育成課
3 11	5	奈良市公報号外第17号に掲載	市民課
3 11	6	奈良市公報号外第17号に掲載	住宅課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
3 5	107	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3 5	108	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
3 5	109	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
3 5	110	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
3 6	111	放置自転車等の保管	環境政策課
3 6	112	令和5年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
3 8	113	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3 8	114	奈良市公報号外第18号に掲載	住宅課
3 8	115	地方自治法の規定による長の職務を代理する者の氏名等	人事課
3 11	116	奈良市公報号外第18号に掲載	共生社会推進課
3 11	117	住居番号の設定	市民課
3 11	118	差押調書の公示送達	滞納整理課
3 12	119	奈良市公報号外第18号に掲載	長寿福祉課
3 12	120	歴史的風致形成建造物の指定	奈良町にぎわい課
3 12	121	奈良市公報号外第18号に掲載	廃棄物対策課
3 13	122	差押調書の公示送達	滞納整理課
3 13	123	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
3 13	124	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護課
3 13	125	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
3 14	126	放置自転車等の保管	環境政策課

3	14	127	放置自転車等の保管	環境政策課
3	14	128	放置自転車等の保管	環境政策課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
3	1	1	奈良市公報号外第19号に掲載	下水道事業課
3	1	15	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
3	1	16	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
3	15	2	奈良市公報号外第19号に掲載	下水道事業課
3	15	3	奈良市公報号外第19号に掲載	下水道事業課
3	15	4	奈良市公報号外第19号に掲載	下水道事業課
3	15	17	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
3	1	6	臨時教育委員会の開催	教育政策課
3	4	1	奈良市公報号外第19号に掲載	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
3	1	1	選挙権を有する者の50分の1の数等	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
3	6	3	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下御門町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月5日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下御門町3番地の1	奈良市下御門町10番地
代表者の氏名 及び住所	細田 尚博 奈良市下御門町3番地の1	小野 修一 奈良市下御門町10番地

2 変更の年月日

令和6年2月5日

(令和6年3月5日揭示済)

奈良市告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和6年3月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和6年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190148	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	SOMPO ケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番8号	SOMPO ケア三条桧町定期巡回	奈良県奈良市三条桧町22-12

(令和6年3月5日揭示済)

奈良市告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和6年3月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和6年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190589	訪問介護	一般社団法人優	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507番地の6	介護ステーション優	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507番地の6
2960199269	(介護予防)訪問看護	医療法人あすか会	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号	訪問看護ステーションアンジェロ	奈良県奈良市富雄元町三丁目3-11

(令和6年3月5日揭示済)

奈良市告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和6年3月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和6年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190597	居宅介護支援	医療法人あすか会	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号	ケアプランセンターアンジェロ	奈良県奈良市富雄元町三丁目3-11

(令和6年3月5日揭示済)

奈良市告示第111号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年3月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年2月14日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和6年3月6日揭示済)

奈良市告示第112号

令和5年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）第12条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和6年3月6日

奈良市長 仲川元庸

1 この決定通知書の発送年月日

令和5年12月15日

2 送達を受けるべき者

省略

(令和6年3月6日揭示済)

奈良市告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年3月8日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年8月25日 奈良市指令整開 第22A-11号

令和6年2月8日 奈良市指令整開 第22A-11-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年3月8日 第1882号

公共施設 令和6年3月8日 第944号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺北町一丁目388番1、388番4、388番7及び388番9の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号

関電不動産開発株式会社 代表取締役 藤野 研一

大阪府大阪市北区西天満五丁目8番15号

株式会社 an・vert 代表取締役 岡本 章

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 防火水槽

奈良市西大寺北町一丁目388番1の一部

(令和6年3月8日揭示済)

奈良市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定並びに奈良市副市長事務分担規則（平成22年奈良市規則第82号）第3条及び第5条の規定により、市長の職務を代理する副市長を次のとおり置くものとする。

なお、市長の職務を代理する期間において、既に市長の職名が刷り込まれている文書等の発信者名については、「奈良市長」とあるのは「奈良市長職務代理者」と読み替えるものとする。

令和6年3月8日

奈良市長 仲川元庸

1 市長の職務を代理する副市長

奈良市副市長 鈴木 千恵美

2 市長の職務を代理する際に使用する呼称

奈良市長職務代理者

3 市長の職務を代理する期間

令和6年3月12日から同月18日までの間

(令和6年3月8日揭示済)

奈良市告示第117号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月11日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示	
あやめ池北一丁目10番8号	藤ノ木台一丁目9番17号
三条桜町29番2-7号	藤ノ木台一丁目9番18号
四条大路二丁目3番52-1号	藤ノ木台一丁目9番19号
富雄北二丁目9番40-室番号	西登美ヶ丘一丁目22番3号
宝来四丁目23番14号	七条西町一丁目11番11号
疋田町一丁目6番21-5号	あやめ池北三丁目1番55号
藤ノ木台二丁目12番5号	西登美ヶ丘三丁目3番3-1号
学園南二丁目19番12号	西登美ヶ丘一丁目12番8号
四条大路南町9番12号	西大寺竜王町一丁目5番14号
西大寺赤田町二丁目1番11号	登美ヶ丘五丁目5番92-3号
七条西町一丁目24番12号	
西大寺南町15番6-室番号	
帝塚山三丁目2番11号	
西登美ヶ丘四丁目15番15号	
あやめ池北一丁目10番11号	
帝塚山一丁目18番12号	
帝塚山一丁目18番11号	
富雄北二丁目10番19-2号	
西大寺小坊町8番1号	

(令和6年3月11日掲示済)

奈良市告示第118号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年3月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和6年3月11日掲示済)

奈良市告示第120号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年3月12日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木千恵美

指定番号	指定年月日	指定名称	概要	所在地
第32号	令和6年3月12日	酒肆春鹿 田中家町家	主屋(木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺)土地(今御門町27番地の4)	今御門町27番地の4

第33号	令和6年3月12日	高瀬家町家	主屋(木造平屋建、切妻造、平入、棧瓦葺)土地(西木辻町215-1、215-2)	西木辻町215-1、215-2
------	-----------	-------	---	-----------------

(令和6年3月12日揭示済)

奈良市告示第122号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年3月13日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木 千恵美

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和6年3月13日揭示済)

奈良市告示第123号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月13日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木 千恵美

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
わかくさ薬局	奈良県奈良市紀寺町687-9	令和6年 1月31日
今小路薬局 西大寺店	奈良県奈良市西大寺南町11番17号マンション・オカザワ1-D	令和6年 1月31日

(令和6年3月13日揭示済)

奈良市告示第124号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月13日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木 千恵美

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
ミラドラ薬局 学園前駅店	奈良県奈良市学園北一丁目8番11号かくやビル1階	令和6年 1月1日

(令和6年3月13日揭示済)

奈良市告示第125号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年3月13日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木千恵美

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
清和会クリニック	奈良県奈良市学園大和町五丁目724-4	令和6年 3月1日
わかくさ薬局	奈良県奈良市紀寺町 687-9	令和6年 2月1日
今小路薬局 西大寺店	奈良県奈良市西大寺南町11番17号マンション・オカザワ1-D	令和6年 2月1日

(令和6年3月13日揭示済)

奈良市告示第126号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年3月14日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木千恵美

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年2月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和6年3月14日揭示済)

奈良市告示第127号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年3月14日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木千恵美

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年3月6日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和6年3月14日掲示済）

奈良市告示第 128 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和6年3月14日

奈良市長職務代理者
奈良市副市長 鈴木 千恵美

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年3月11日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年3月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第15号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和6年3月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和6年3月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
大安寺一丁目1232-1の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
法蓮町569他	②	分流	
宝来三丁目154-1他	③	分流	
八条町848-22	④	分流	
疋田町四丁目148-2他	⑤	分流	
藤ノ木台二丁目511-1	⑥	分流	
北永井町473の一部他	⑦	分流	
帝塚山二丁目1562-60の一部	⑧	分流	

位置図省略

(令和6年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第16号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
デヤマ設備	出山 良一	奈良県御所市本馬 155 番地の 24 1-1 号	令和6年2月14日

(令和6年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社ユウキ設備	代表取締役 有吉 輝晃	大阪府八尾市弓削町南二丁目29番 地の20	令和6年3月7日

(令和6年3月15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第6号

令和6年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和6年3月1日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和6年3月4日（月） 午後5時から

2 場 所

奈良市役所 北棟4階 402会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第39号 教職員の人事について

議案第42号 令和6年4月奈良市立学校管理職人事について

傍聴受付は、開催日の午後4時から午後4時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年3月1日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

令和6年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和6年3月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植田 茂

50分の1の数 5,960人

6分の1の数 49,663人

3分の1の数 99,325人

(令和6年3月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会令和6年3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和6年3年6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和6年3月14日（木） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (4) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (5) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (9) 知事許可について

(令和6年3月6日揭示済)